

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

金沢市

2 構造改革特別区域の名称

周辺環境に調和した道路標識金沢特区

3 構造改革特別区域の範囲

金沢市の全域

4 構造改革特別区域の特性

金沢市は、まちの背景となる白山山系に連なる山並み、そこから迫り出す3つの丘陵地、その間を流れる犀川、浅野川の2つの清流、日本海に向けて広がる平野部など、起伏に富んだ地形の上にある。この地形と恵まれた自然が四季の移ろいを際立たせ、金沢の個性豊かな風景を構成している。

また、金沢は百万石の城下町として発展を遂げ、藩政時代から四百年以上にわたって戦禍を免れ、今もなお、街路、広見、用水、堀などの城下町の骨格や武家地、町人地、寺社地など往時の土地利用構成が残っており、歴史に根付いた文化・伝統が現代にも脈々と引き継がれている。

金沢市はこれらの先人が残した成果を受け継ぎ、恵まれた自然や地形を背景に、数百年の歴史の重層的な積み重ねの上に新しい都市空間を創造し、中枢基幹都市として発展を続けており、多くの人々が観光等のために当地を訪れている。

(参考：平成16年宿泊客数 2,122千人)

5 構造改革特別区域計画の意義

金沢市は、長期構想である「金沢世界都市構想」の中で、小さくとも世界の中で独特の輝きを放つ都市づくりを目指すこととしており、次期基本計画(平成18～27年度)における3つの目標の一つとして、金沢の個性を活かした「美しいまち」を掲げ、自然や歴史・文化の保存・発展をめざして次代へと受け継ぎ、美しい金沢を創造することとしている。

また、金沢市は全国の自治体に先駆けて、1968年に「金沢市伝統環境保存条例」を制定し、1989年には「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例(景観条例)」へと継承・発展させ、その後も、景観に関する数多くの条例を制定し、個性豊かで美しく魅力にあふれたまちづくりに取り組んできた。さらに、2005年3月には幹線道路の沿道の景観を整えることを目的として、「金沢市における沿道景観の形成に関する条例」を制定している。

美しく魅力ある沿道景観の形成には、沿道の建築物や工作物、広告物の外にも、道路空間に存在する道路施設や占用物も対象となる。これまでは、道路標識に関しては交通の安全と円滑の確保を優先することから、景観構成要素としての視点にやや欠けたところもあった。

道路標識は支柱等の色とともに標識板の寸法が沿道景観に大きく影響していることもあり、より魅力的な沿道景観の形成を図るために道路標識を周辺環境と調和させることが必要になる。例えば、金沢城公園や兼六園周辺などの金沢のシンボルとなる歴史的・文化的景観の場所、浅野川界隈の情緒豊かな自然景観の場所、金沢の象徴となるような近代的な都市景観を形成すべき場所などの特に景観的な配慮が求められている場所にある道路であっても、郊外の一般幹線道路であっても、現行の法令の基準では全国一律の大きさの標識しか設置できず、周辺環境との調和に対して十分な配慮ができないような状況である。

「周辺環境に調和した道路標識金沢特区」として、安全と景観の調和ある金沢の地域特性に応じた道路標識が設置できるようになれば、金沢の都市全体の魅力が一層高まることが期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

交流人口を増加させ賑わいと風格のあるまちづくりを行って住む人も訪れる人も元気づけるため、構造改革特別区域において、交通の安全と円滑が確保されていることを前提として、案内標識や警戒標識を標準のサイズを縮小し、豊かな自然や歴史的な街並、又は新しい都市空間等の周辺環境と調和した道路標識とする。このことにより、美しい自然景観や街並み景観の形成を図り、憩いとやすらぎのある道路空間を創出し、市民が親しみ、誇ることができる美しい沿道景観を保全、創出して、地域の個性と魅力を発信する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

美しい沿道景観の形成に支障とならないように、道路標識を周辺環境と調和した小さな寸法とすることにより、自然や風土と一体となった伝統的・文化的な雰囲気や大切な資産として継承でき、新しい都市空間を魅力的に創造できる。

このことは、市民に愛される空間として沿道における諸活動を活性化するとともにイベント等による賑わいを創出して、コミュニティの醸成が図られ、地域の個性や魅力を発信し、人々の交流の促進に寄与することになる。

また、沿道景観に配慮して観光資源の魅力を高めれば、観光客が増加し、地域活性化の効果が期待できる。

8 特定事業の名称

地域特性に応じた道路標識設置事業（1218）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 金沢市沿道景観形成協議会

金沢市は、美しい沿道景観の形成を図るために沿道景観形成条例を制定(H17.3)し、当該条例に基づき、国道、県道、市道の各道路管理者や警察、市民、事業者、識者等で構成される金沢市沿道景観形成協議会を組織(H17.10)して、相互に連携・協力をしながら美しい沿道景観の形成のための計画づくりに向けて協議しているところである。

今後も、道路管理者等や沿道の住民の意見を反映し、その理解と協力を得るよう努めて、当該条例に基づく区域を指定し基準を定め、建築物、工作物、屋外広告物等の適切な誘導を図りたい。

(2) 景観形成協議会活動補助事業

金沢市は、美しい沿道景観の形成を図ることを目的として、地域住民による景観形成活動を技術的、財政的に援助している。

西インター大通り景観形成協議会

組織：沿線22町会、4ブロック(野町増泉、神田、米丸、古府松島)

主な活動内容：H5 協議会設立
H7～ 落ち葉清掃開始
H9～13 景観ニュース発行
H15～ 花いっぱい運動

湯涌街道景観整備協議会

組織：湯涌温泉観光協会及び4町会連合会(湯涌、東浅川、田上、崎浦)

主な活動内容 H13 協議会設立
H15～ 沿道の一斉清掃活動

諸江通り景観形成協議会(仮称)

組織：諸江地区町会連合会、商業協同組合、公民館まちづくり推進委員会等

主な活動内容：H18 協議会設立(予定)

(3) 行為の届出制度

金沢市は、景観条例等による指定区域内における建築物その他の工作物の新築、土地の形質の変更、木竹の伐採等の一定の行為については、あらかじめその内容を市長に届け出なければならないこととしており、必要に応じて良好な都市景観の保存・創出のために助言、指導又は勧告をしている。

(4) 沿道修景助成制度

金沢市は、景観条例指定区域内等の良好な沿道景観の形成の促進を図るため、生垣の設置や駐車場周囲の修景などの修景事業に補助する制度を設けている。

事業名	開始年度	補助率、限度額	実績 (～H16年度)
生垣整備事業	S58年度	90%、500千円	100件
駐車場修景事業	H3年度	70%、100千円(2,000千円)	22件
擁壁修景事業	H4年度	90%、500千円	16件
外構修景事業	H6年度	70%、500千円(2,000千円)	45件
寺院等土塀山門修復事業	S45年度	75%、7,000千円(10,000千円)	157件
伝統的建造物修復事業	H10年度	50%、1,500千円(2,500千円)	53件
屋外広告物撤去事業	H4年度	50%、250千円(500千円)	105件

等

別 紙

1 特定事業の名称

地域特性に応じた道路標識設置事業（1218）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ・国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所
- ・石川県
- ・金沢市

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

（1）事業に関する主体

- ・国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所
- ・石川県
- ・金沢市

（2）事業が行われる区域

金沢市全域

（3）事業の実施期間

本構造改革特別区域計画の認定の日から実施

（4）事業により整備される施設

周辺環境に調和した警戒標識：標識板の寸法を縮小

周辺環境に調和した案内標識：標識板及び文字の寸法を縮小

5 当該規制の特例措置の内容

（1）特例措置の必要性

美しいまちづくりは金沢の行政施策の柱の一つとして、その取り組みも全国に先駆けて行ってきており、数多くの景観関連の自主条例を制定し、金沢の個性である自然や風土の保全、歴史・文化の継承、新しい都市空間の創造に向けた様々な施策を実施している。これらのことは、経済界をはじめとする市民の美しい景観づくりに対する意識の高まりとなって現れてきている。

金沢市の交流人口を増加させ、まちを元気づけるためには、金沢市の個性を磨き高め、幹線道路の沿道景観を整えることが有効である。金沢駅東広場の整備に併せて駅前の案内標識を現行基準の範囲内で縮小したことに対しては、県都の玄関口がスッキリした景観となったと好評である。

しかし、現行の「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」では、案内標識及び警戒標識の寸法並びに案内標識に表示する文字の寸法が一定の大きさに規定されており、金沢市の歴史文化のシンボルゾーンで観光拠点である兼六園周辺においても周辺環境に調和した大きさの道路標識とすることができず、違和感のある景観となっていると道路標識に配慮を求める声が出ている。

また、金沢は非戦災都市であり、東山地区には重要伝統的建造物群保存地区があり、その界限には金沢特有の細街路に面した歴史的街並みが今も残っている。金沢の狭隘な道路の警戒標識は、周辺の伝統的な雰囲気損ねているものもあるが、現行の基準に基づく標識板の寸法では、その対応に限界がある。

このことから、金沢の固有の美しい沿道景観の形成を図るためには、構造改革特別区域として、各道路管理者等が連携・協力し、金沢の風土を加味した地域の特性に応じた道路標識を設置する必要がある。

(2) 特例措置の具体的内容

金沢の伝統文化のシンボルである金沢城や兼六園周辺の道路、犀川・浅野川に代表される川筋にあり背景に展開する雄大な山並みが眺望できる道路、歴史的街並みが残る東山界限の固有の細街路、四季折々の風景を映し出す用水沿いの道、寺院群の伝統的なたたずまいにある道、又は近代金沢の象徴すべき道における道路標識は、設置する周辺の環境に配慮して、地域の特性に応じた適当な大きさに縮小することにより、金沢の景観的な魅力が高まり、市民の誇りや愛着を強めて、金沢の個性を一層磨き高める。結果として、県外や県内自治体からの交流人口の増加を目指す。

このように、金沢市の豊かな自然、歴史的・文化的な街並み、又は近代的な街並みの中にある案内標識又は警戒標識を周辺環境と調和のあるものとするため、交通の安全と円滑が確保されていることを前提として、内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する主務省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める命令（平成17年内閣府・国土交通省令第8号）に基づき、金沢市内の「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）」において規定する案内標識及び警戒標識の寸法（柱の規格に係る部分を除く。）については、同令別表第2の備考1の(2)及び(5)の規定にかかわらず、同表案内標識及び警戒標識の部分の図示の寸法（同表の備考1の(5)の2本文の基準が適用される場合にあっては、当該基準に係る値）の2分の1まで縮小することができるようにする。

(3) 要件適合性を認めた根拠

金沢市は、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所、石川県及び石川県警察本部等とともに金沢市内の沿道景観を美しく魅力あるものとするため、金沢市沿道景観形成条例に基づく沿道景観形成協議会を組織しており、各道路管理者等と連携・協力しながら、美しい沿道景観形成に向けた取り組みを実施している。

一つの路線であっても、交差点を境に道路管理者が異なることもある。金沢の風格ある都市軸として近代金沢の象徴とするような位置付けにある金沢駅から武蔵ヶ辻、香林坊を経由して金沢 21 世紀美術館に至る道路においては、現代アートを生かしたまちづくりを進めることとしているが、区間によって国、県、市の3者が道路管理者となっているため、相互の連携が必要不可欠である。

各道路管理者が、周辺環境に調和した道路標識を設置することにより、金沢の景観的な魅力が面的な広がりとなって、金沢の美的独自性が一段と高まることになる。また、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所や石川県の参画により、金沢市域を超えた隣接市町にも景観づくりの考えが広まることとなり、結果として広域的な観光拠点として魅力が高まって、更なる交流人口の増加が期待できる。